

第80回国民体育大会競技施設基準の改正(案)

(下線の部分は改正部分)

改正前

改正後

平成29年3月28日
第2回総務企画専門委員会 改正

平成 年 月 日
第2回施設専門委員会 改正

第80回国民体育大会 競技施設基準



第 8 0 回 国 民 体 育 大 会
青 森 県 準 備 委 員 会

第80回国民スポーツ大会 競技施設基準



第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会
青 森 県 準 備 委 員 会

改正前

第80回国民体育大会競技施設基準について

第80回国民体育大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準、各競技の競技規則及び先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上及び管理上必要な施設及び面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県及び開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民体育大会開催基準要項及び競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民体育大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本体育協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競技施設基準の見方 》

○ 「基準」及び「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。
（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○ 「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

○ 「配慮すべき事項」欄

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○ 「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

改正後

第80回国民スポーツ大会競技施設基準について

第80回国民スポーツ大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準、各競技の競技規則及び先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上及び管理上必要な施設及び面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県及び開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民スポーツ大会開催基準要項及び競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民スポーツ大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本スポーツ協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競技施設基準の見方 》

○ 「基準」及び「摘要」欄

国民スポーツ大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。
（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○ 「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

○ 「配慮すべき事項」欄

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○ 「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

改正前

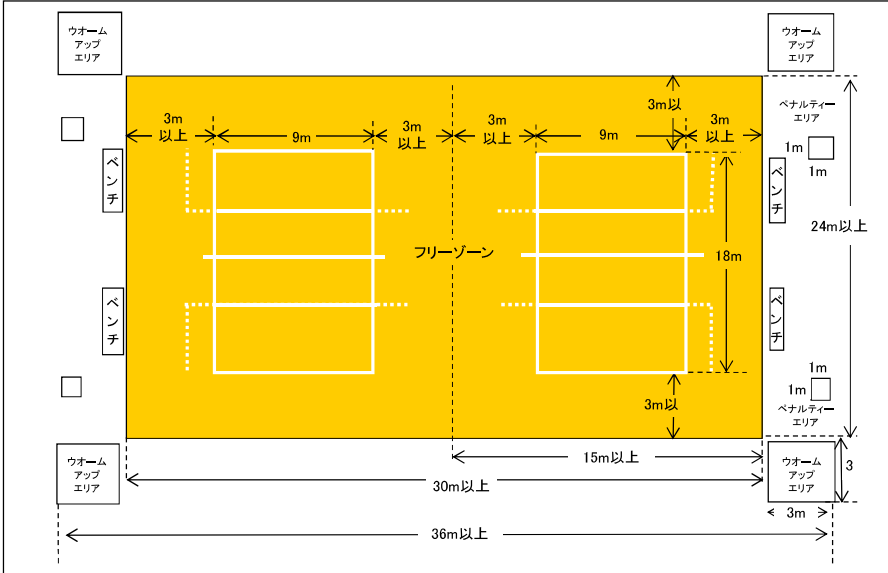
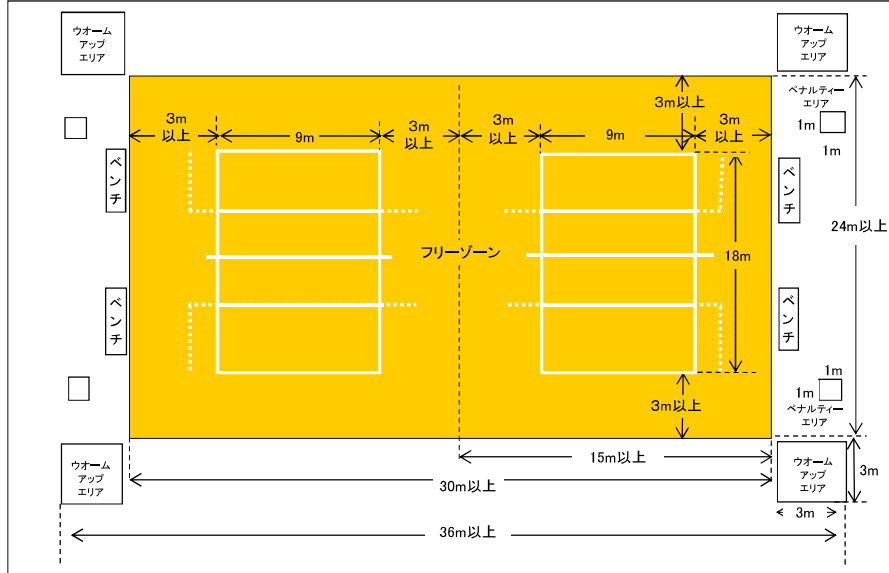
改正後

目次		(ページ)
(競技番号)	(競技名)	
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボート	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フェンシング	22
22	柔道	23
23	ソフトボウリング	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ライフル射撃	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	山岳	31
30	カーヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃剣道	37
34	クレーン射撃	38
35	なぎなた	40
36	ボウリング	41
37	ゴルフ	42
38	トライアスロン	43
39	高等学校野球(硬式、軟式)	44

目次		(ページ)
(競技番号)	(競技名)	
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボート	6
6	ホッケー	7
7	バレーボール	8
8	体操	9
9	バスケットボール	10
10	レスリング	11
11	セーリング	12
12	ウエイトリフティング	13
13	ハンドボール	14
14	自転車	15
15	ソフトテニス	16
16	卓球	17
17	卓式野球	18
18	相撲	19
19	馬術	20
20	フェンシング	21
21	柔道	22
22	ソフトボウリング	23
23	バドミントン	24
24	弓道	25
25	ライフル射撃	26
26	剣道	28
27	ラグビーフットボール	29
28	スポーツクライミング	30
29	カーヌー	32
30	アーチェリー	34
31	空手道	35
32	銃剣道	36
33	クレーン射撃	37
34	なぎなた	39
35	ボウリング	40
36	ゴルフ	41
37	トライアスロン	42
38	高等学校野球(硬式、軟式)	43

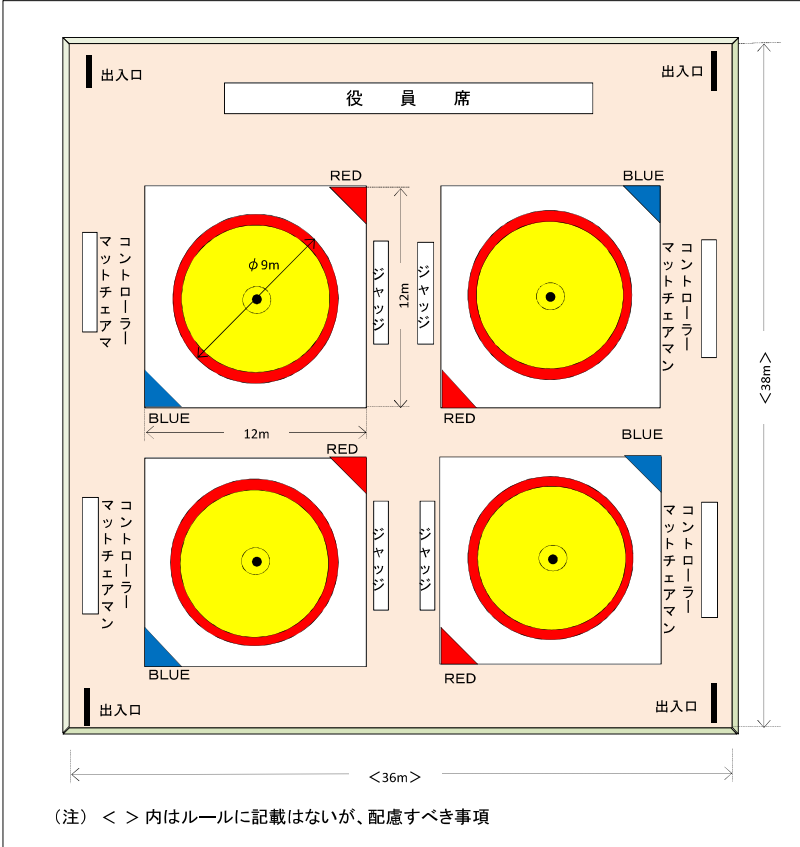
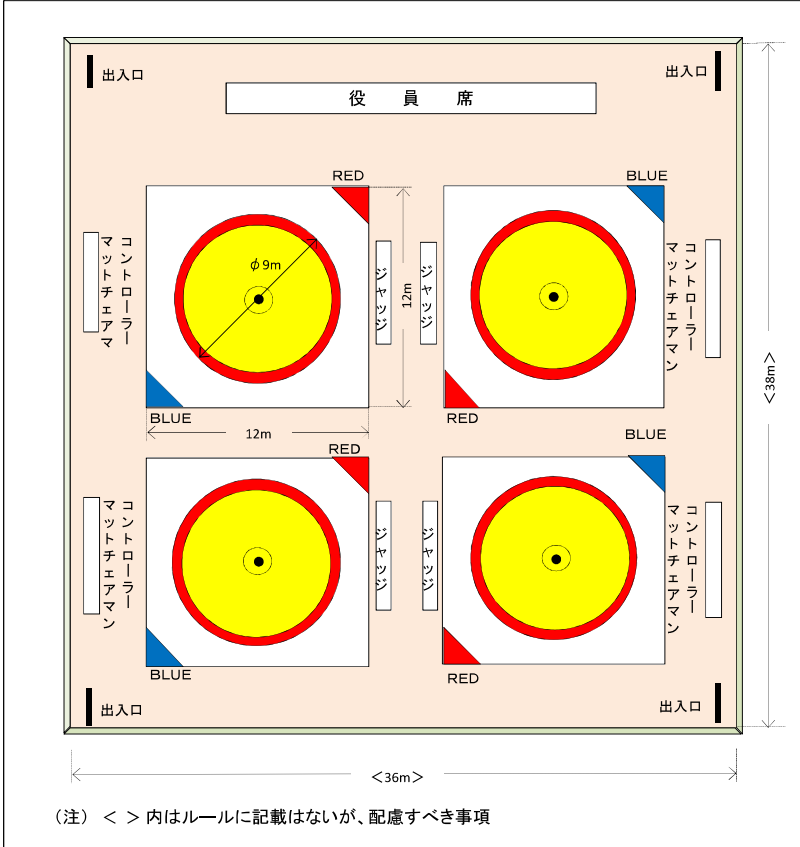
改正前				改正後			
競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2	競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2
基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。	基準	日本水泳連盟公認のプール ・競泳 ・飛込 ・AS ・水球 ・OVS 1. 競泳用50mプール1 (隣接して25m補助プール1) 2. 飛込、アーティスティックスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3. 水球用プール1 規定のコース(5km)	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合) 幅 17.90m以上 水深 1.35m以上 水温 25℃以上28℃以下 コース数・コース幅 7コース以上、コース幅は1コース2.50m プール両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上 自動審判計時装置 A級またはAA級を常設しなければならない。 練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、併設できないときは25mプールとする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これに変えることができる。 <p>2 飛込用プール【公認飛込プールのうち国内基準飛込プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛板 1m及び3m 各2基 飛込台 5m、7.5m、10m 各1基 水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m 水温 26℃以上 プールの方向 屋外プールにあっては飛板及び飛込台は北向きに設置することが望ましい。 波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。 練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基 飛込練習台 : 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基 <p>3 シンクロナイズドスイミング用プール【公認シンクロナイズド・スイミング競泳プールのうち国内基準シンクロプール】 (フィギア・ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技区域 縦10.0m×横3.0mの水域を2カ所準備すること。 水深 一方の水域は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上とする。 水温 26℃以上28℃以下 設置要領等 【別図1】に示す。 プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>(ルーティン・ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技区域 12.0m×25.0m以上の水域を用意し、そのうちの12.0m×12.0m分は水深3.0m以上なければならない。残りの水域の水深は2.0mとする。 水深 26℃以上28℃以下 設置要領等 【別図2】に示す。 プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技エリア 長辺:33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺:20.0m 水深 2.00m以上とする 水温 25℃以上27℃以下 バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。 ゴールライン 各ゴールラインと後方のプール壁との距離は、1.66m以上とする。 設置要領 【別図3】に示す。 <p>※ 旧規則のもとで公認または認定されたプール 旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、この規則に基づく公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与える。</p> <p>〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」から抜粋〕</p>				<p>○ 競泳用50mプール【公称50m国内基準競泳プール(AA)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長さ 50.01m(タッチ板を片壁に設置する場合) 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 幅 15.4m以上 レーン数・レーン幅 6レーン以上、1レーン幅2.50m レーン両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上 水深 1.35m以上(練習専用プールを除く) 自動審判計時装置 設置することが望ましい。 練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、設置できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これに変えることができる。 <p>○ 飛込用プール【国内基準飛込プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛板 1m、3mの設置 飛込台 5m、7.5m、10mの設置 水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m プールの方向 屋外プールにあっては飛板および飛込台は北向きに設置することが望ましい。 波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。 練習施設 1m飛板: 競技用とは別に2基 飛込練習台: 飛込台と異なる側に助走および踏切の練習用として、最低1基設けることが望ましい。 <p>○ アーティスティックスイミング用プール【国内基準アーティスティックプール】 (フィギア競技エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水域 縦10.0m×横3.0mの水域を2カ所準備すること。 水深 一方の水域は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上とする。 設置要領等 【別図1】に示す。 プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>(ルーティン競技エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水域 12.0m×25.0m以上の水域を用意し、そのうちの12.0m×12.0m分は水深3.0m以上なければならない。残りの水域の水深は2.0mとする。 設置要領等 【別図2】に示す。 プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>○ 水球用プール【国内基準公認水球プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技エリア 男子33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺:20.0m 女子28.3m(ゴールライン間25.0m) 短辺:20.0m 水深 フィールド内の水深は2.00m以上とする。 バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。 ゴールライン 各ゴールラインと後方のプール壁との距離は、1.66m以上とする。 設置要領 【別図3】に示す。 <p>※ 旧規則のもとで公認または認定されたプール 旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、この規則に基づく公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与える。</p> <p>〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則(2018. 4.1)」から抜粋〕</p> <p>○ OVS開催地</p> <ul style="list-style-type: none"> (公財)日本水泳連盟により承認された場所とコースで開催。 ターンパイ、ターンジャッジ艇等は固定され、潮の干潮、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。 <p>〔(公財)日本水泳連盟「オープンウォーター競技規則(2018-4-1)」から抜粋〕</p>			

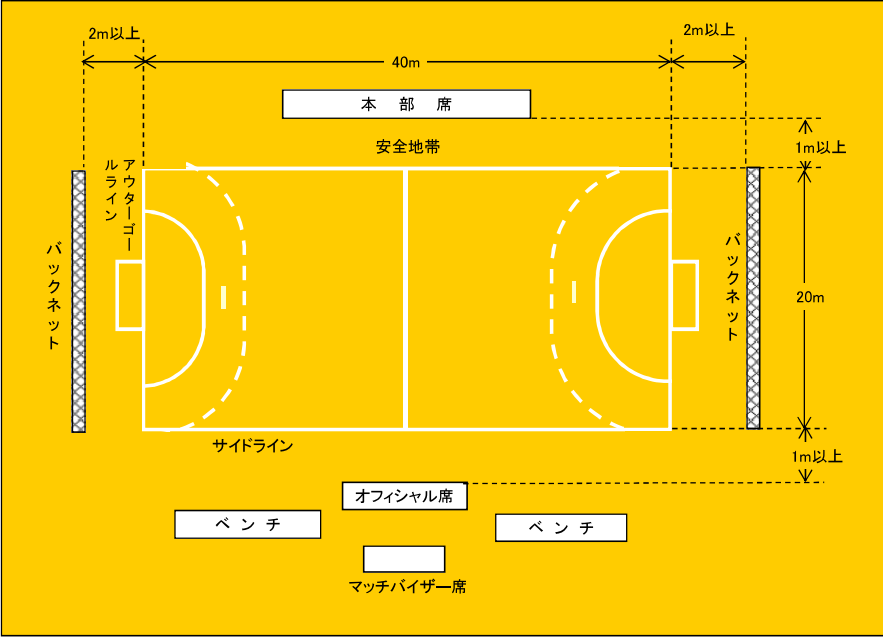
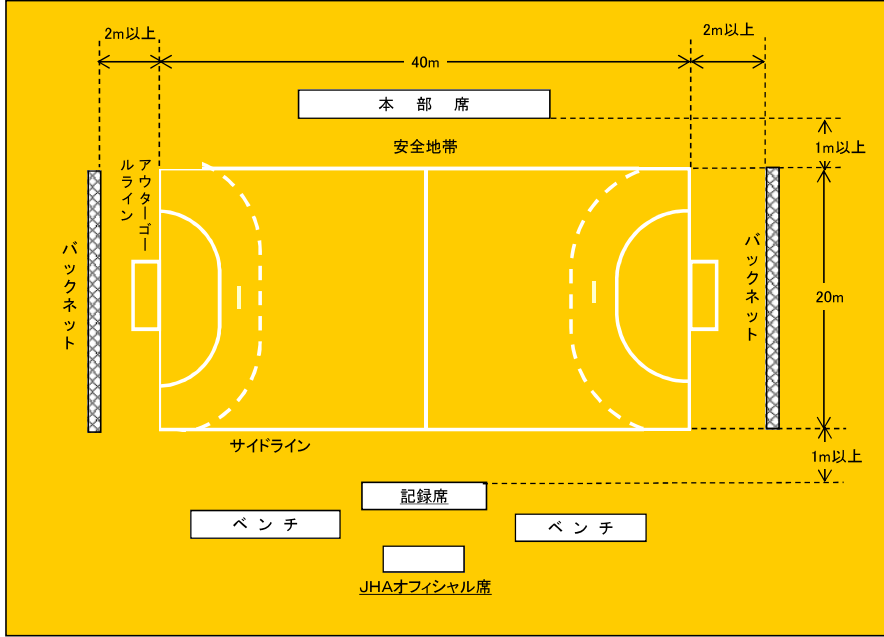
改正前				改正後			
競技名	水泳競技(その2)	競技番号	2	競技名	水泳競技(その2)	競技番号	2
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>○【図 1】シンクロナイズドスイミング《フィギアゾーン》</p>				<p>○【図 1】アーティスティックスイミング《フィギア競技エリア》</p>			
<p>○【図 2】シンクロナイズドスイミング《ルーティンゾーン》</p>				<p>○【図 2】アーティスティックスイミング《ルーティン競技エリア》</p>			
<p>○【図 3】水球用プール</p> <p>(単位:m)</p>				<p>○【図 3】水球用プール</p> <p>(単位:m)</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ビデオ判定装置の設置が望ましい。</p>				<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ビデオ判定装置の設置が望ましい。</p>			
<p>(先催県の事例)</p>				<p>(先催県の事例)</p>			

改正前				改正後			
競技名	バレーボール	競技番号	8	競技名	バレーボール	競技番号	7
基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。	基準	6人制 ビーチバレー	摘要	2会場以上に分かれてもよい。体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。 2会場に分かれてもよい。プレイゾーン上空は、ネットの上端から10m以内に障害物が無いこと。
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>規定のコートは次のとおり。</p>  <p>○コートは18m×9mの長方形で、最小限3mの幅のフリーゾーンで囲まれている。 ○フリープレー空間は、障害物が何もない競技エリアの上方の空間で、競技をする表面から、最小限7mの高さがなければならない。 ○ネットの支柱は、サイドラインの外側0.5～1mの位置に設置する。 ○ペナルティエリアは、それぞれのエンドライン延長線上の外側でコントロールエリア内に約1m×1mの広さで、2脚の椅子を用意し設ける。</p> <p>〔(公財)日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」から抜粋〕</p>				<p>【6人制】規定のコートは次のとおり。</p>  <p>○コートは18m×9mの長方形で、最小限3mの幅のフリーゾーンで囲まれている。 ○フリープレー空間は、障害物が何もない競技エリアの上方の空間で、競技をする表面から、最小限7mの高さがなければならない。 ○ネットの支柱は、サイドラインの外側0.5～1mの位置に設置する。 ○ペナルティエリアは、それぞれのエンドライン延長線上の外側でコントロールエリア内に約1m×1mの広さで、2脚の椅子を用意し設ける。</p> <p>〔(公財)日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」から抜粋〕</p> <p>【ビーチバレー】 ○長さ16m×幅8mの競技コート</p>			
(配慮すべき事項)				<p>(配慮すべき事項)</p> <p>【6人制】 ○競技運営上、同一競技会場内に2面以上とれる。 ○競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場とする。 ○競技会場に隣接又は近接する練習会場が、次のとおり確保できる。 成年男子(4面以上)、成年女子(4面以上)、少年男子(6面以上)、少年女子(6面以上) ○競技場の明るさは競技場の1mの高さで、1,000～1,500ルクスが望ましい。 ○フリーゾーンの幅はサイドラインから5m、エンドラインから6.9mが望ましい。 ○フリープレー空間は競技エリアの表面から最小限12.5mの高さが望ましい。</p>			
(先催県の事例)				(先催県の事例)			

改正前				改正後							
競技名	体 操	競技番号	9	競技名	体 操	競技番号	8				
基準	規定の各器具を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。	基準	<table border="1"> <tr> <td>体操競技 新体操</td> <td>規定の各器具を設置することができる体育館 1</td> </tr> <tr> <td>トランポリン</td> <td>規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置できる体育館1</td> </tr> </table>	体操競技 新体操	規定の各器具を設置することができる体育館 1	トランポリン	規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置できる体育館1	摘要	2会場地に分かれてもよい。 天井高は10m以上が望ましい。 トランポリン器具周辺の安全マットの厚さの基準は20cmとする。
体操競技 新体操	規定の各器具を設置することができる体育館 1										
トランポリン	規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置できる体育館1										
基 準 の 主 な 内 容				基 準 の 主 な 内 容							
<p>規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。</p> <p>【体操競技】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること <p>【新体操】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 演技面 内側13m×13m その周りには最低1mの安全地帯を設ける なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること <p>※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。</p> <p>〔(公財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕</p>				<p>規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。</p> <p>【体操競技】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること <p>【新体操】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 演技面 内側13m×13m その周りには最低1mの安全地帯を設ける なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること <p>※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。</p> <p>〔(公財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕</p>							
(配慮すべき事項)				(配慮すべき事項)							
○照度は、1000ルクス以上。				○照度は、1000ルクス以上。							
(先催県の事例)				(先催県の事例)							

改正前				改正後			
競技名	バスケットボール	競技番号	10	競技名	バスケットボール	競技番号	9
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。	基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場以上に分かれてもよい。
基準の主な内容				基準の主な内容			
規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕				規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕			
<p>○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。</p> <p>〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕</p>				<p>○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。</p> <p>〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。 ○隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。 ○照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。 				<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。 ○隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。 ○照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者に直接日光が当たらないよう採光することが望ましい。 ○競技会場は、運営上、隣接する最大4会場とし、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子を単位とする。 			
<p>(先催県の事例)</p> <p>規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)</p>				<p>(先催県の事例)</p> <p>規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)</p>			

改正前				改正後			
競技名	レスリング	競技番号	11	競技名	レスリング	競技番号	10
基準	規定のマット4面を設置することができる体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。	基準	規定のマット4面を設置することができる体育館 1	摘要	
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>規定の競技場は次のとおり。</p>  <p>(注) < > 内はルールに記載はないが、配慮すべき事項</p> <p>○マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。 ○マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。 ○競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。 〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕</p> <p>(配慮すべき事項) ○マットの余地は4mが望ましい。 ○観客の視界を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットホーム」上にマットを設営することが望ましい。</p> <p>(先催泉の事例)</p>				<p>規定の競技場は次のとおり。</p>  <p>(注) < > 内はルールに記載はないが、配慮すべき事項</p> <p>○マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。 ○マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。 ○競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。 〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕</p> <p>(配慮すべき事項) ○マットの余地は4mが望ましい。 ○観客の視界を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットホーム」上にマットを設営することが望ましい。</p> <p>(先催泉の事例)</p>			

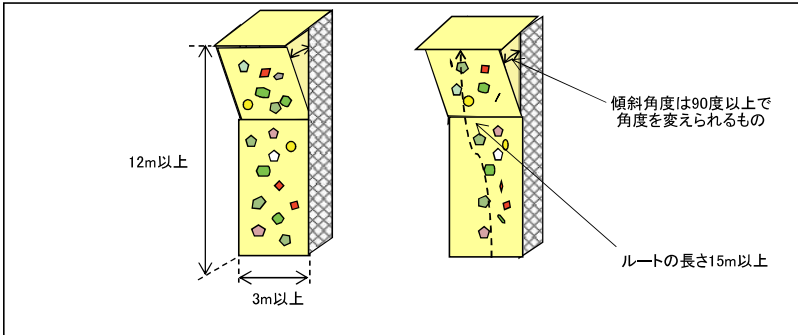
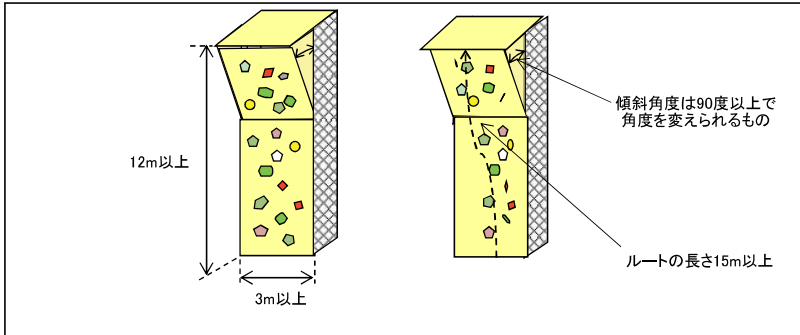
改正前				改正後			
競技名	ハンドボール	競技番号	14	競技名	ハンドボール	競技番号	13
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。	基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>規定の競技場は次のとおり。</p>  <p>○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。</p> <p>〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」から抜粋〕</p> <p>(配慮すべき事項)</p>				<p>規定の競技場は次のとおり。</p>  <p>○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。</p> <p>〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」から抜粋〕</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい。</p> <p>○サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3～5mの安全地帯を設けることが望ましい。</p> <p>○競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい。</p> <p>○練習会場については、1会場の場合は10面以上、2会場地の場合は各種別3面以上を確保できることが望ましい。</p>			
<p>(先催県の事例) 屋内競技場6面⇒屋内競技場5面(山口県、岐阜県、東京都、長崎県)</p>				<p>(先催県の事例) 屋内競技場6面⇒屋内競技場5面(山口県、岐阜県、東京都、長崎県)</p>			

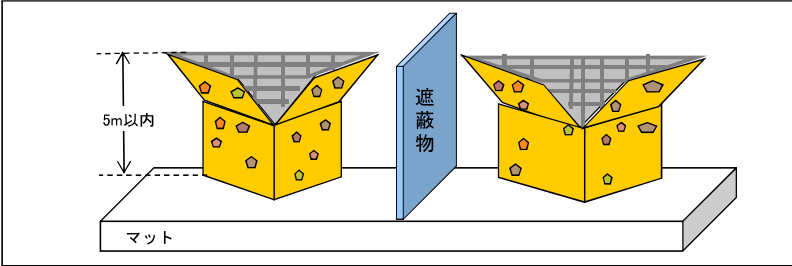
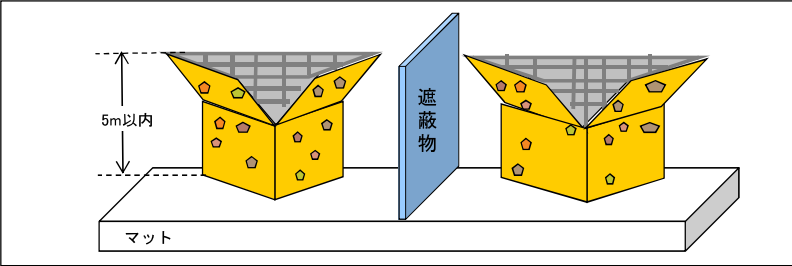
改正前				改正後			
競技名	柔道	競技番号	22	競技名	柔道	競技番号	21
基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合は原則として床面に直接畳を設置する。 ただし、床面が固く弾力がない場合はかさあげをするなど、選手の安全を考慮して設置する。	基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合は原則として床面に直接畳を設置する。 ただし、床面が固く弾力がない場合はかさあげをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
基準の主な内容				基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。				規定の競技場は、次のとおり。			
○2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保しなければならない。				○2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保しなければならない。			
〔(国際柔道連盟試合審判規定)から抜粋〕				〔(国際柔道連盟試合審判規定)から抜粋〕			
(配慮すべき事項)				(配慮すべき事項) ○畳は2m×1mの大きさが望ましい。(国際規格)			
(先催県の事例)				(先催県の事例)			

改正前				改正後			
競技名	ソフトボール	競技番号	23	競技名	ソフトボール	競技番号	22
基準	規定の競技場8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。	基準	規定の競技場8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>規定の競技場は次のとおり。</p> <p>○競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。 ○フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の内弧に囲まれた地域である。 ○ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。</p> <p>〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕</p>				<p>規定の競技場は次のとおり。</p> <p>○競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。 ○フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の内弧に囲まれた地域である。 ○ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。</p> <p>〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ナイター照明があることが望ましい。 ○国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、<u>男子76.20m以上、女子67.06m以上</u>が望ましい。 ○競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場とする。 ○競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。 <p>(先催県の事例)</p>				<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ナイター照明があることが望ましい。 ○国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、<u>成年男子76.20m以上、成年女子67.06m以上</u>が望ましい。 ○競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場とする。 ○競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。 <p>(先催県の事例)</p>			

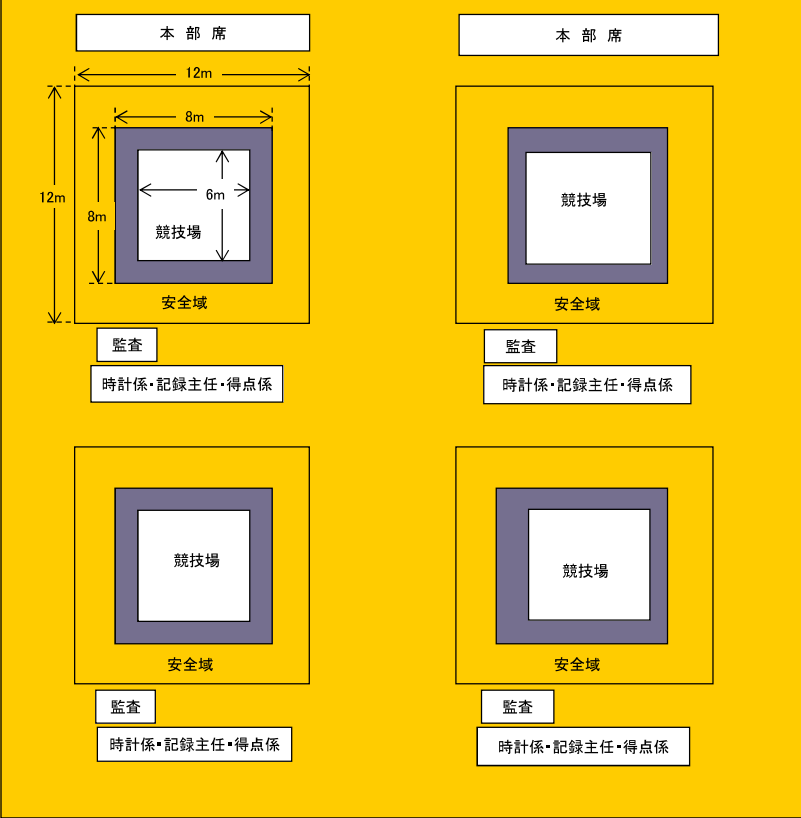

改正前				改正後			
競技名	弓道	競技番号	25	競技名	弓道	競技番号	24
基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要		基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>規定の弓道場は、次のとおり。</p>				<p>規定の弓道場は、次のとおり。</p>			
<p>○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。 ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。</p> <p>〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕</p>				<p>○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。 ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。</p> <p>〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○矢取道は、屋根があることが望ましい。 ○大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】</p>				<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい。 ○矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい。 ○練習射場を必要とする。 ○観客席正面にも看的板(3射場分)を設置することが望ましい。 【近の場合】 ○射場は10人立以上が望ましい。 【遠の場合】 ○射場は3人立2射場で、射場の間隔は160cm以上とする。 ○大的の上まで屋根があることが望ましい。</p>			
<p>(先催県の事例)</p>				<p>(先催県の事例)</p>			

改正前				改正後			
競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28	競技名	ラグビーフットボール	競技番号	27
基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。	基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基準の主な内容				基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。				規定の競技場は、次のとおり。			
<ul style="list-style-type: none"> ○表面は草でおおわれているものが望ましいが、土、砂、雪、または人工芝でもよい。 ○人工芝の場合には、IRB競技に関する規定第22条に適合したものに限定。 ○フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを超えない。 ○両インゴール(ゴールライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。 ○ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。 				<ul style="list-style-type: none"> ○競技が行われるグラウンドの表面は安全でなければならない。 ○表面の種類として認められているのは、芝、土、砂、雪、または、人工芝(ワールドラグビー競技に関する規定第22条に従ったもの)である。 ○フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ94~100m、幅68~70m。 ○インゴールの長さ10~22m。最少6m。 ○周辺区域は、可能な限り、幅が5メートル未満にならないようにする。 			
[WR「競技規則」から抜粋]				[WORLD RUGBY「競技規則」から抜粋]			
(配慮すべき事項)				(配慮すべき事項)			
○コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。				○コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。			
(先催県の事例)				(先催県の事例)			

改正前				改正後			
競技名	山岳(その1)	競技番号	29	競技名	スポーツクライミング(その1)	競技番号	28
基準	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基1会場で実施	基準	日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基1会場で実施
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>競技場は、次のとおりとする。</p> <p>1 リード競技</p> <p>(1)ウォールは、以下の仕様による。</p> <p>① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは、12m以上を必要とする。</p> <p>② ウォールの幅は、3m以上とする。</p> <p>③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。</p> <p>④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。</p> <p>⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。</p> <p>⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。</p> <p>⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。</p> <p>(2)アイソレーション・ゾーンは以下の仕様による。</p> <p>① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。</p> <p>② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。</p> <p>(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップを用意しなければならない。</p> <p>(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。</p> <p>(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。</p> <p>(6)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。</p>				<p>競技場は、次のとおりとする。</p> <p>1 リード競技</p> <p>(1)ウォールは、以下の仕様による。</p> <p>① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは、12m以上を必要とする。</p> <p>② ウォールの幅は、3m以上とする。</p> <p>③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。</p> <p>④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。</p> <p>⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。</p> <p>⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。</p> <p>⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。</p> <p>(2)アイソレーション・ゾーンは以下の仕様による。</p> <p>① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。</p> <p>② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。</p> <p>(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップを用意しなければならない。</p> <p>(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。</p> <p>(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。</p> <p>(6)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。</p>			
							

改正前				改正後				
競技名	山	岳 (その2)	競技番号	29	競技名	スポーツクライミング(その2)	競技番号	28
基準の主な内容				基準の主な内容				
<p>2 ボルダリング競技</p> <p>(1)ウォールは、以下の仕様による。</p> <p>①ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。</p> <p>②ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。</p> <p>③ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。</p> <p>④観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。</p> <p>⑤ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。</p> <p>⑥ウォールの傾斜は、90度以上とする。</p> <p>⑦ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。</p> <p>⑧ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。</p> <p>⑨ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。</p> <p>⑩必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。</p> <p>⑪安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。</p> <p>(2)アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。</p> <p>①アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。</p> <p>②アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3メートル、幅5メートル以上)を2面以上設けなければならない。</p> <p>(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。</p> <p>(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。</p> <p>(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。</p> <p>(6)競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。</p> <p>(7)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。</p>				<p>2 ボルダリング競技</p> <p>(1)ウォールは、以下の仕様による。</p> <p>①ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。</p> <p>②ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。</p> <p>③ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。</p> <p>④観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。</p> <p>⑤ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。</p> <p>⑥ウォールの傾斜は、90度以上とする。</p> <p>⑦ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。</p> <p>⑧ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。</p> <p>⑨ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。</p> <p>⑩必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。</p> <p>⑪安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。</p> <p>(2)アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。</p> <p>①アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。</p> <p>②アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3メートル、幅5メートル以上)を2面以上設けなければならない。</p> <p>(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。</p> <p>(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。</p> <p>(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。</p> <p>(6)競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。</p> <p>(7)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。</p>				
 <p>〔(公社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕</p>				 <p>〔(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕</p>				
(配慮すべき事項)				(配慮すべき事項) ○ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。 ○ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。				
(先催県の事例)				(先催県の事例)				

改正前				改正後			
競技名	アーチェリー	競技番号	31	競技名	アーチェリー	競技番号	30
基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要		基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>競技場は、概ね次のとおり。</p>				<p>競技場は、概ね次のとおり。</p>			
<p>○ウエイティングラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要ときにはダブルウエイティングライン等を設置することができる。</p> <p>○観客の安全のため、競技場の周囲に適切なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。</p> <p>○バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。</p> <p>○標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。</p> <p style="text-align: right;">〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕</p>				<p>○ウエイティングラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要ときにはダブルウエイティングライン等を設置することができる。</p> <p>○団体戦ではシューティングラインの手前1mに明瞭なラインを設置する。</p> <p>○観客の安全のため、競技場の周囲に適切なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。</p> <p>○バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。</p> <p>○標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。</p> <p style="text-align: right;">〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。</p>				<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。</p> <p>○オリンピックラウンドおよびコンパウンドマッチラウンドでは、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの間、競技が進行している間に競技者が練習できるように、競技会場の近くに練習会場を併設する。</p> <p>○観客等への安全対策の配慮がなされていること。</p>			
<p>(先催県の事例)</p>				<p>(先催県の事例)</p>			

改正前				改正後			
競技名	空手道	競技番号	32	競技名	空手道	競技番号	31
基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要		基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
基準の主な内容				基準の主な内容			
<p>規定の競技場は、次のとおり。</p>  <p>○競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。 ○競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。 ○使用するマットは、全空連承認のものであること。</p> <p>〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>(先催県の事例)</p>				<p>規定の競技場は、次のとおり。</p>  <p>○競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。 ○競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。 ○使用するマットは、全空連承認のものであること。</p> <p>1 組手競技場 コート中央より1mの位置に異色のマット2枚を配置し、競技者間の境界線を作る。 2 形競技場 競技場は組手競技と同様。形試合では、組手競技者の試合開始位置を示す色の異なる部分を裏返すことにより、マットの色を一色にする。</p> <p>〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>(先催県の事例)</p>			

改正前

改正後

平成28年10月21日 第1回総務企画専門委員会 決定

平成29年 3月28日 第2回総務企画専門委員会 一部改正

平成30年 9月 5日 第2回施設専門委員会 一部改正

改正前

改正後

第80回国民体育大会青森県準備委員会事務局
〒030-8540 青森市新町二丁目3番1号
青森県教育庁スポーツ健康課 国体準備室内
TEL 017-734-9703(直通) / FAX 017-734-8275

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会事務局
〒030-8540 青森市新町二丁目3番1号
青森県教育庁スポーツ健康課 国体準備室内
TEL 017-734-9703(直通) / FAX 017-734-8032
